

# 社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等 養成施設指定規則の規定に基づき厚生大臣が 別に定める施設を定める件の一部改正について

平成8年12月24日  
厚生省社会・援護局長

今般、「社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則の規定に基づき厚生大臣が別に定める施設を定める件」（昭和62年12月厚生省告示第203号。以下「告示」という。）が、平成8年12月厚生省告示第265号（以下「改正告示」という。）をもって別添のとおり一部改正され、このたび公布されたところである。

その改正の趣旨及び内容並びに留意事項等は下記のとおりであり、これに基づき養成施設等に対する指導を行うこととしたので、参考までに通知する。

## 記

### 第1 改正の趣旨

社会福祉士養成施設等及び介護福祉士養成施設等（以下「養成施設等」という。）が行うカリキュラムのうち、実践力を備えた福祉専門職を養成する上で重要な教科目として位置づけられている施設実習（社会福祉援助技術現場実習、介護実習）については、一定の要件を満たした社会福祉施設等において行われているところである。

告示制定以来現在までに、在宅福祉サービスの内容が充実し、福祉サービスの体系が大きく変化してきたこと、また、近年の養成施設等の増加により、実習施設が不足し、社会福祉施設等では複数の養成施設等の学生を受け入れざるを得ない状況にあること等の理由により、実習施設の範囲の拡大に対する要望が非常に高まっている状況を踏まえ、実習施設

として適当と認められる施設について、今回新たに追加することとした。

### 第2 改正の内容

- 1 社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号。以下「指定規則」という。）第5条第一号ヲに規定する厚生大臣が別に定める施設。  
児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する精神薄弱児通園施設、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者デイサービス事業を行う施設等の通所型施設を新たに加えるとともに、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人介護支援センター、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する母子福祉センター等を新たに加えたこと。
- 2 指定規則第7条第1項第十一号に規定する厚生大臣が別に定める施設  
老人保健法（昭和57年法律第80号）に規定する老人保健施設、財団法人労災ケアセンターが受託運営する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第23条第1項第二号に基づき設置された労災特別介護施設等を新たに加えたこと。
- 3 その他  
(1) 養成施設等の実習施設として改正告示に規定している施設は、法律に規定されている施設であるが、通達等において施設の目的、機能等に

より区分し、それぞれ設備及び運営基準等を定めているものもあることから、ア及びイに掲げる施設については、実習施設として適当と認められる施設は、次のとおりとする。

ア 改正告示第1項第二号に規定する身体障害者福祉センターにあっては、「身体障害者福祉センターの設備及び運営について」（昭和60年1月22日付け社更第6号）別紙（身体障害者福祉センター設置運営要綱）第2に規定する身体障害者福祉センターA型、第3に規定する身体障害者福祉センターB型及び第4に規定する在宅障害者デイ・サービス施設

イ 改正告示第1項第七号に規定する老人福祉センターにあっては、「老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について」（昭和52年8月1日付け社老第48号）別紙1（老人福祉センター設置運営要綱）第2に規定する老人福祉センター（特A型）及び第3に規定する老人福祉センター（A型）

(2) 改正告示第1項第十号に規定する施設は、「地域福祉センターの設置運営について」（平成6年6月23日付け社接地第74号）別紙（地域福祉センター設置運営要綱）に基づく地域福祉センターを指すものであること。

(3) 改正告示第1項第十一号に規定する施設は、「在宅精神薄弱者デイサービス事業の実施について」（平成3年9月30日付け児発第832号）別紙（在宅精神薄弱者デイサービス事業実施要綱）に基づく「在宅精神薄弱者デイサービス事業」を行っている在宅精神薄弱者デイサービスセンターを指すものであること。

### 第3 介護福祉士養成施設等が行う 在宅介護実習について

指定規則別表第4、第5及び第6に定める介護実習のうち、規定時間数の1割程度に相当する時間数を充ててもよいこととされている在宅介護実習については、次の一から六に掲げる施設等において行うこと。

なお、実習指導者については、「社会福祉士養成施設等指導要領及び介護福祉士養成施設等指導要領について」（昭和63年1月14日付け社庶第3号。以下「指

導要領」という。）別添2（介護福祉士養成施設等指導要領）8 実習に関する事項（2）に該当する者を充てること。

- 一 児童福祉法に規定する児童居宅介護等事業、身体障害者福祉法に規定する身体障害者居宅介護等事業及び老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業
- 二 児童福祉法に規定する肢体不自由児施設（通園施設に限る。）及び児童デイサービス事業を行う施設
- 三 身体障害者福祉法に規定する身体障害者デイサービス事業を行う施設
- 四 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設並びに老人デイサービス事業を行う施設及び老人短期入所事業を行う施設
- 五 老人保健法施行規則（昭和58年厚生省令第2号）に規定する老人保健施設デイ・ケアを行う施設
- 六 「地域福祉センターの設置運営について」（平成6年6月23日付け社接地第74号）別紙（地域福祉センター設置運営要綱）に基づく地域福祉センター

### 第4 留意事項等

1 改正告示の施行に伴い、新たに追加された施設についても、「社会福祉士養成施設等及び介護福祉士養成施設等の実習施設に関する意見書について」（昭和63年2月12日付け社庶第27号）が適用されることとなるので、その点御留意のうえ、意見書を作成されたい。

なお、これまで意見書については、特に様式等を定めていなかったところであるが、今回、参考として様式を定め、別途通知することとしたので留意願いたい。

2 改正告示により新たに追加された施設を実習施設として利用する場合には、指導要領別添2の2（1）に基づき、実習を開始する6か月前までに、実習施設の変更の承認の申請を行うこと。

ただし、平成10年3月31日以前に当該施設を実習施設として利用する場合には、実習を開始する3か月前までに、実習施設の変更の承認の申請を行うことができることとする。

3 平成9年4月に養成施設等を設置するため指定申請書を提出している者には、養成施設等の指定を受けた以降、実習施設の変更の承認の申請を行うこと。

(資料2)

事務連絡  
平成8年12月24日

社会福祉士養成施設協議会会長 殿

厚生省社会・援護局施設人材課  
福祉人材確保対策室資格・試験係長

社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則の規定に  
基づき厚生大臣が別に定める施設を定める件の一部改正について

標記については、別添写しのとおり、各都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長宛平成8年12月24日付け社援施第188号により、通知したので参考までに送付します。

現 行	改 正 後
<p>社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)第5条第1号ヲ及び第7条第1項第11号の規定に基づき、厚生大臣が別に定める施設を次のように定める。</p> <p>1 社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則(次項において「指定規則」という。)第5条第1号ヲに規定する厚生大臣が別に定める施設は、次に掲げる施設(<u>通所の施設を除く。</u>)とする。</p> <p>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童相談所、母子寮、養護施設、精神薄弱児施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設及び<u>教護院</u></p> <p>(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者更生相談所、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設及び<u>身体障害者授産施設</u></p>	<p>社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)第5条第1号ヲ及び第7条第1項第11号の規定に基づき、厚生大臣が別に定める施設を次のように定める。</p> <p>1 社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則(次項において「指定規則」という。)第5条第1号ヲに規定する厚生大臣が別に定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童相談所、母子寮、養護施設、精神薄弱児施設、<u>精神薄弱児通園施設</u>、盲ろうあ児施設、虚弱児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、<u>教護院</u>、<u>児童デイサービス事業を行う施設及び指定国立療養所等</u></p> <p>(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者更生相談所、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、<u>身体障害者福祉ホーム</u>、<u>身体障害者授産施設</u>、<u>身体障害者福祉センター及び身体障害者デイサービス事業を行う施設</u></p>

◎社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則の規定に基づき  
厚生大臣が別に定める施設を定める件の一部改正について

現 行	改 正 後
(3) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する救護施設及び更生施設	(3) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する救護施設、 <u>更生施設及び授産施設</u>
(4) 社会福祉事業法（昭和 26 年法律第 45 号）に規定する福祉に関する事務所	(4) 社会福祉事業法（昭和 26 年法律第 45 号）に規定する福祉に関する事務所及び市町村の区域を単位とする社会福祉協議会の事務所
(5) 売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）に規定する婦人相談所及び婦人保護施設	(5) 売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）に規定する婦人相談所及び婦人保護施設
(6) 精神薄弱者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）に規定する精神薄弱者更生相談所、精神薄弱者更生施設及び精神薄弱者授産施設	(6) 精神薄弱者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）に規定する精神薄弱者更生相談所、精神薄弱者更生施設、精神薄弱者授産施設、精神薄弱者通 勤寮及び精神薄弱者福祉ホーム
(7) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム	(7) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター及び老人デイサービス事業を行う施設
	(8) <u>母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）に規定する母子福祉センター</u>
	(9) <u>心身障害者福祉協会法（昭和 45 年法律第 44 号）に規定する福祉施設</u>
	(10) <u>高齢者又は身体障害者に対し老人福祉法第 10 条の 4 第 1 項第 2 号又は身体障害者福祉法第 18 条第 1 項第 2 号に規定する便宜を供与し、あわせて高齢者、身体障害者等に対する食事の提供その他の福祉サービスで地域住民が行うものを提供するための施設</u>
	(11) <u>精神薄弱者又はその者を現に介護する者を施設に通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導その他の便宜を供与する事業を行う施設</u>